

## 情報

## ご遺族の手続きをワンストップ窓口で 「おくやみコーナー」を開設します

市内に住民登録を有していた人が亡くなられたときの手続きをまとめて支援する「おくやみコーナー」を、6月1日(水)から市民課に設けます。

ご遺族の負担が少なくなるように、市役所内における手続きをサポートします。(事前予約制)

### ■主な手続き

**健康保険** 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入していた場合は、保険証などの返納、葬祭費の請求などの手続きがあります。

**介護保険** 65歳以上の人は、介護保険被保険者証などの返納手続きが必要です。40～64歳までの人でも、要介護認定を受けていた場合は介護保険被保険者証などの返納手続きが必要になります。

**年金関係** 年金を受給されていた場合は、未支給年金請求などの手続きがあります。年金受給前でも、遺族年金・死亡一時金などの請求ができる場合があります。

**税金関係** 亡くなった人によって、手続きが必要な場合があります。

**時**平日①午前10時30分②午後1時30分③午後3時  
※各回1時間半程度

**場**市役所本庁舎1階 市民課

**内**市の各種手続きに必要な書類の作成補助、手続きの案内・受付など

**対**市に住民登録を有していた人のご遺族

**注**▶すべての手続きが一度で終わらない場合があります▶手続き内容によっては、コーナー終了後に各課の窓口を案内する場合があります

**用・問**5月27日(金)以降に市民課 ☎983・2602(平日(開庁日)の午前8時30分～午後5時15分)

※予約日の翌開庁日から数えて3日目以降(開庁日に限る)に利用可。



▲市民課窓口

## 募集

## ご意見お待ちしております 令和4年度パブリック・コメントの募集について

### ■パブリック・コメント制度とは

市が基本的な政策などを策定する場合、皆さんから案件に対する意見を聞き、それを考慮して最終的な案を決定します。

その際に、提出された内容と意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。

### ■制度の目的

制度の導入により、行政運営の透明性の向上や市民の行政参画の機会拡充を図り、行政運営の公正を確保します。

### ■令和3年度実施結果

14件のパブリック・コメントを実施した結果、521件の意見などをいただきました。詳細については、市ホームページをご覧ください。

### ■令和4年度パブリック・コメント実施予定案件

案件ごとの担当や意見募集予定期間については、下記のとおりです。

案件名(案)	担当課	意見募集予定期間
三島市資源ごみ回収報奨金交付要綱の一部改正	環境政策課	8月10日～9月9日
三島市教育振興基本計画	教育総務課	11月14日～12月13日

※今後、広報みしまや市ホームページ、生涯学習センター、公民館などでお知らせしていきます。

**問**政策企画課 ☎983・2616



▲市ホームページ

情報

大地震発生に備えて  
家具の転倒防止が命を守る！

阪神・淡路大震災では「タンスが飛んできた」「テレビが壁を破った」などの被災者の証言があるように、多くの人が家具の転倒などによって死傷しています。近年発生した地震による負傷者のうち3～5割は家具の転倒や落下によるものです。大地震の発生に備え、自分の命は自分で守るため、また避難の妨げにならないようにするためにも、家具を固定することは非常に重要です。



▲地震によって転倒・落下した家具

あなたの代わりに家具の固定を行います

家具の固定作業が自力では困難な世帯を対象に、市の指定業者が転倒防止器具の取り付けを行います。

☑家具 5 品まで、無料で取り付け作業を行います。(転倒防止器具の購入代金は自己負担)

☑満 65 歳以上の人のみで構成する世帯、介護保険法に基づく要介護者・要支援者を含む世帯など(詳細は危機管理課)

☑申・閏令和 5 年 2 月 28 日までに危機管理課

☎ 983・2751



▲転倒防止器具の取り付け

情報

ご協力をお願いします  
令和 4 年度市民意識調査

市民生活や市政に対する市民の皆さんの意識や要望を把握し、市政運営の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しますので協力をお願いします。

☑時 5 月中旬～下旬

☑対 2,000 人(満 18 歳以上の市民を無作為に抽出)

☑調査方法 対象者に郵送で送付

☑閏市民生活相談センター ☎ 983・2621

前回の調査結果は次のように活用しています

■公共交通の利便性について

「公共交通(電車、バスなど)を利用しての外出や移動のしにくさ」の調査では、「自宅や目的地がバス停から遠い」といった声が多かったため、自主運行バスの経路を見直し、伊豆・村の駅や日清プラザなど、目的地となりうる停留所を追加しました。また民間路線バスの撤退を補完する形で、令和 4 年 4 月 1 日から新規で運行を開始した「花のまち号」においても、熱

函道路沿いに運行経路や停留所を設定し、移動のしにくさを感じない経路となるよう努めました。

■市政情報の発信で活用する SNS の認知度について

市が情報発信で使用する SNS の認知度調査では、「LINE」と「市民メール」の認知度が比較的高いものの、半数以上が「知らない」と回答しているため、広報みしま 2 月 15 日号で市公式 LINE の紹介をするなど周知に努めました。また、特に認知度の低い高齢者に向けて、市公式 LINE の設定を職員が補助する取り組みを実施しました。

■広報みしまの発行方法について

『広報みしま』の発行方法は、紙の印刷物とインターネットなどの電子媒体とでは、「どちらがいいか」の調査では、「印刷物がよい」「どちらも必要」と回答した人の合計が 87.0%で、紙媒体へのニーズが高いことがわかったため、今後も紙媒体での配布と電子媒体での提供を継続していきます。